

審議会等の設置等に係る基準

1 趣旨

この基準は、本市における審議会等の適正な設置を図るとともに、上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第21条の規定に基づき、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に関し、公平性に配慮し、及び手続の透明性を確保するため、法令その他別に定めがあるもののほか、審議会等の設置、委員等の選任手続等に関し基本的な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において「審議会等」とは、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等により構成する組織であること。
- (2) 市の事務又は事業の執行に必要な審議、審査、調査、調停等を行うために、市が設置する審議会、審査会等であること。（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定により地域自治区に置く地域協議会を除く。）

3 審議会等の設置

(1) 設置

審議会等は、市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るために真に必要と認められる場合に限り、新たに設置できるものとし、設置しようとする審議会等が次のいずれかに該当するときは、設置できないものとする。

ア 審議会等の審議内容について議論を重ねる必要がなく、パブリックコメント、アンケート、個別の専門家からの意見聴取等で代替できるとき。

イ 審議会等の審議内容が既存の審議会等と重複し、又は類似している場合で、既存の審議会等を活用できるとき。

(2) 委員等の定数

ア 委員等の定数は、設置目的、審議内容等に見合った必要最小限の人数で設定するものとする。

イ 市民から公募により選任する委員等（以下「公募委員」という。）の定数は、当該審議会等の専門性等に支障がない範囲内において、必要な人数を設定するものとする。

(3) 審議会等の設置期限

審議会等の設置目的の達成時期が明らかであるときは、設置期間の終期をあらかじめ審議会等の設置要綱等に明示するものとする。

4 審議会等の統合

審議会等の必要性は認められるものの、審議内容が他の審議会等と重複し、又は類似している場合で、他の審議会等を活用できるときは、当該審議会等を他の審議会等に統合するものとする。

5 審議会等の廃止

審議会等が次のいずれかに該当するときは、当該審議会等を廃止するものとする。

- (1) 設置目的が達成されたとき。
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により設置の必要性が著しく低下していると認められるとき。
- (3) 審議会等の開催実績が著しく少ない、又は活動が不活発であるとき。
- (4) 3の(1)のアに該当するとき。

6 委員等の選任

委員等の選任に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 審議会等の設置目的を踏まえ、幅広い分野、年齢層及び居住地域から選任すること。
- (2) 関係団体等から委員等を選任する場合は、同一の人の重複選任を避けるため、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任するよう努めること。
- (3) 関係団体等の推薦に基づき委員等を選任する場合は、同一の人の重複選任を避けるため、当該関係団体等の長に限らず、広く構成員のうちから推薦するよう当該関係団体等に働きかけること。
- (4) 上越市男女共同参画基本条例（平成14年上越市条例第1号）第13条の規定に基づき、委員等の数は男女同数（定数が奇数であるときは、男女の数の差が1人）となるよう配慮すること。
- (5) 市民から公募により委員等を選任する場合は、同一の人を5を超える審議会等の委員等に選任しないこと。
- (6) 公募委員の再任は、1回を限度とすること。
- (7) 委員等の任期満了に伴う改選に当たっては、専門性等に支障がない範囲内において一定割合で新任の委員等を選任することにより、審議会等の活性化を図ること。

7 公募委員の募集

公募委員の募集に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 次に掲げる事項を明らかにした募集要項を作成すること。
 - ア 審議会等の名称、審議内容及び会議の開催予定
 - イ 公募委員の募集人数、応募資格、任期、報酬又は報償金及び交通費の額、応募方法、応募期間並びに選考方法
 - ウ 必要に応じて、応募用紙その他応募に必要な様式
- (2) 公募委員の募集は、募集要項に記載した内容を明示し、次に掲げる方法により広く市民に周知すること。
 - ア 広報上越及び市ホームページへの掲載
 - イ 報道機関等への情報提供
 - ウ 募集要項の配布
 - エ その他周知のため必要な方法
- (3) 応募期間は、2週間以上とすること。
- (4) 公募委員を選考したときは、選考結果について、その理由を明示した上で、速やかに応募者に通知すること。

8 審議会等の設置等に係る手続

審議会等の設置、統合若しくは廃止又は委員等の異動があったときは、次の表に定める様式により速やかに行政改革推進課長に報告するものとする。

区分	報告様式
審議会等の設置	審議会等設置報告書（第1号様式）
審議会等の統合	審議会等統合報告書（第2号様式）
審議会等の廃止	審議会等廃止報告書（第3号様式）
委員等の異動	審議会等委員等異動報告書（第4号様式）

9 委員等の報酬又は報償金及び旅費

委員等に対し、次の表に定めるとおり報酬又は報償金及び旅費を支給するものとする。

区分	支給内容	支給根拠
附属機関の委員等	報酬	上越市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例（ 昭和46年上越市条例第76号）
	費用弁償としての旅費	
その他の委員等	報償金	財政課が別途通知する「報償費の取 扱いについて」
	交通費の実費としての旅費	—

備考 この表において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定により本市が置く附属機関をいう。

10 実施年月日

この基準は、平成24年4月1日から実施する。